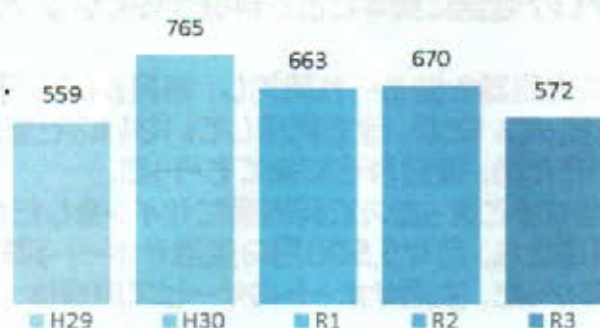


第41号 かまがや 消費生活センターだより

〈令和4年5月発行〉
発行元
鎌ヶ谷市消費生活センター
TEL:047-445-1246

令和3年度に多かった相談は「解約関係」！！

鎌ヶ谷市消費生活センター相談件数



ネット通販での定期購入や、偽サイト、強引な工事の契約等の解約に関する相談が多くみられました。新型コロナウイルスの影響により、在宅時間が増えたことから上記の契約に触れる機会も増えたのではないのでしょうか？

主な相談事例

スマートフォンに「健康食品お試し500円」という広告が表示され、安いので1回試してみようと思い注文した。翌月、同じ商品が届き、5,000円を請求された。販売事業者にお問い合わせると「4回以上の購入が条件の定期購入だ」と言われた。

「お試し」「初回無料」「モニター募集」「初回特別価格」などとうたっている広告には注意しましょう。

購入前に「〇回以上の継続が必要」「自動継続」などと記載されていないか確認しましょう。その場合、支払うことになる総額はいくらになるかなど、契約内容をしっかりと確認しましょう。



「無料で点検する」訪問があった。無料ならば、と依頼したところ「屋根が傷んでいる。すぐに修理をした方がいい」と急がされ、屋根の修理と外壁塗装工事の契約をしてしまった。高額なので解約したい。

クーリング・オフ規定に従って、契約の取消や解除を行きましょう。

自宅への訪問販売や不意打ち性の高い販売方法（キャッチセールス・アポイントセールスなど）は8日間まで適用可能です。



「光回線をアナログ回線に戻せば料金が安くなる」という勧誘にご注意ください！

「インターネット回線を引いて、毎月光回線の利用料金を支払っているが、まったくインターネットは利用していない」という消費者に、「アナログ回線にもどせば通信料金が安くなる」と持ち掛けて、「サポート費用」という名目で不要な契約を結ばせるトラブルが多発しています。解約方法が分からないという消費者は多く、電話勧誘や訪問販売でアナログ戻しの勧誘を受け騙されて契約してしまう事例が多数発生しています。

事例1



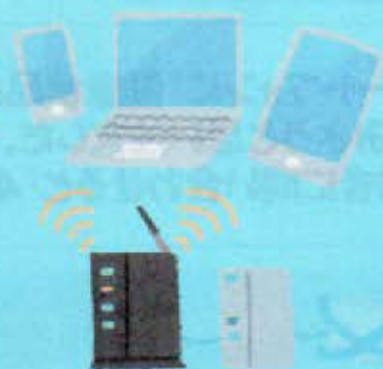
大手通信会社を名乗る相手から電話があり「インターネット回線を契約しているか？誰もインターネットを使用していないのであれば、アナログ電話に戻すことで料金が安くなる」と言われた。

数年前、強引に光回線を勧められ契約し、毎月6,000円程の回線使用料を払っていたが、誰も利用していないので解約したいと思っていたため、後日自宅に来てもらった。

全て相手が処理すると言ったので契約書にサインをしたが、後日契約書が郵送され、月々5,500円的生活サポート契約をしていたことが分かった。生活サポートのサービス内容は分からない。

事例2

「一人暮らしの母の家に行ったところ、5,500円の不審な請求があった。架空請求だと思い放置していたところ、翌月11,000円の請求書が届いた。何の請求なのか？」という相談が消費生活センターに入った。当センターで詳しく調べると、NTTの名前を騙った悪質業者が、「アナログ戻しの工事は4万円程かかるが、その工事代金全額をうちが1年後にキャッシュバックする。その代り生活サポートの契約を半年以上継続するのが条件」と持ち掛けていた。相談者がNTTに連絡をしたところ、2,000円でアナログ戻しが終了し、工事代は必要なかった。契約者本人から業者に、「契約した認識がない」と伝えてもらい、当センターから業者に連絡をして本契約は無効であると交渉した結果、請求は取り下げられた。



アドバイス

- ・NTTが勧誘することはありません。勧誘を受けた際は、しっかりと相手の業者名や電話番号を確認しましょう。不要な契約であれば、きっぱりと断りましょう。
- ・通信回線の契約をする場合、費用やサービス内容、解約の条件をしっかりと理解しましょう。
- ・「今後アナログ回線が終了するので光電話に変える必要がある」との勧誘を受け、必要がない回線の契約を結ばされるトラブルがあります。アナログ回線が終了しても、自宅の固定電話は変わらず使用できます。騙されないようにしましょう。



理解度チェックにも挑戦してみてください！

鎌ヶ谷市消費生活センター(市役所2階)

電話: **047-445-1246**(予約優先)

時間: 平日10時~12時、13時~16時

全国共通の電話番号
消費者ホットライン **188**

消費者ホットライン
ター 188
イメージキャラク
イヤーン

